平成２５年（フ）第２３５５号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目５番18号
メゾン元町62―101号
債務者　大宮　真澄（旧姓西片）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７７号
札幌市西区西野３条７丁目１番41―403号
債務者　漆崎　憲司
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８４号
札幌市北区北35条西４丁目３番５―208号
債務者　池田　敏隆
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８５号
札幌市手稲区前田８条９丁目13番17号
債務者　入川　沙織
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６６号
札幌市東区北42条東４丁目１番１―306号
債務者　稲邉　壽一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４２号
群馬県渋川市北橘町真壁2331番地７
債務者　塩原　　稜
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６６号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目1056番地１
マンションシンフォニー203
債務者　安藤　孝秋
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７０号
群馬県渋川市渋川3658―20　榛名病院、住民票上の住所群馬県渋川市赤城町溝呂木197番地６
債務者　**爲**谷佐代子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８６号
群馬県伊勢崎市今井町250番地13
債務者　阿部　千春
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
群馬県前橋市上細井町1701番地２
債務者　藤井　雅美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９８０号
千葉県船橋市行田１丁目10番２号　ドミールＳ－５―103号
債務者　飯島　由美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５２号
千葉県船橋市高根台７丁目７番10号
債務者　大伴サカエ
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０４号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島3024番地１
湯川学方
債務者　山口　弘美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１１号
神奈川県厚木市飯山3029番地10　グリーンコーポ101
債務者　栗原　美子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２号
神奈川県厚木市戸室３丁目３番40号　レオパレスＴｏｍｏｒｒｏｗ204
債務者　藤原　翔太（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５９号
岐阜県中津川市千旦林1346番地の84
債務者　千田　一樹
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３７１号
京都府宇治市広野町新成田26番地の５　グリーンハイツ新成田102号、前住所京都府宇治市広野町小根尾19番地の60
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７２号
京都市山科区音羽野田町20番地
債務者　金田　夏樹
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係